

高野女生産組合「集落営農ビジョン」

作成日：平成30年4月25日

修正日：_____

市町村名	南部町	組織名	高野女生産組合
1 地区の範囲 鳥取県西伯郡南部町 高姫地区及び井上地区			
2 地区の概要			
水田面積	34.95	ha	主な水田栽培作物 水稻・飼料用米
認定農業者数	0	経営体	農家数 49 戸
			人農地プランの中心となる経営体数 1 経営体
3 組織化及び集積率（経営、機械の共同利用及び作業受託）の目標			
	【項目】	【現状】	【目標】 平成32年度
組織の概要	設立時期 (規約等の制定日)	平成29年2月19日	平成 年 月 日
	組織形態 (該当形態に○を記入)	・未組織 ・共同利用型 ・作業受託型 ・協業経営型	・共同利用型 ・作業受託型 ・協業経営型
	構成農家数	29 戸	41 戸
農地の集積	集積面積 A	12.85 ha	21.68 ha
	対象水田面積 B	30.35 ha	30.35 ha
	集積率 A/B	42.34 %	71.43 %
	地区外集積面積 C	0.61 ha	0.61 ha
	経営面積 A+C	13.46 ha	22.29 ha
世代交代への取組		集落内で園芸作物を作付している若年層の取組を支援し、将来の担い手として育成する。	
新規就農者の活動参画			
4 添付資料 集積状況一覧（別表1、2）、機械の利用計画（別紙）、規約の写し及び計画の根拠が分かる資料（総会資料又はビジョン作成話合いの議事録等）			
注 1) 目標は、事業実施最終年度の翌年度とする。 2) 設立時期の目標欄は、ビジョン作成時に組織が設立されていないときのみ記載すること。 3) 経営面積等の現状及び目標は、集積状況一覧（別表1、2）により記載すること。			

I 集落営農に対する基本方針

【集落農業の現状と課題及び課題を解決するための対応方針】

1 担い手の明確化及び水田利用集積目標

高姫集落は、農家数35戸で25.28haの水田で水稻と南部町の特産である柿を転換作物として作付を行っている。また、井上集落は、農家戸数14戸で9.66haの水田で水稻を中心に作付を行っている。両集落とも高齢化、後継者不足の課題に直面し、地域の農地をどのように保全していくかが大きな課題となっている。

高姫集落においては、平成16年に機械の共同利用組合である高姫生産組合、平成20年に集落営農組織である高姫アグリユニオンを設立し、担い手の確保に努めてきた。しかし、機械利用組合と集落営農組織に参加する農家がまちまちで、機械利用組合の機材を利用して個人での営農活動を継続される農家と集落組織に作業委託をする農家が混在していたため、集落全体で営農活動継続への調整が進まない現状があった。しかしながら、農業従事者の高齢化や後継者不足により、個人で営農を続けてこられた方も営農継続が困難な状況に陥った。このため、平成29年2月に機械利用組合と集落営農組織を統合し、高野女生産組合を設立し地域一体となって営農活動する体制を確立した。

また、同様の地域課題を抱えており、旧来より繋がり深い隣接する井上集落にも声かけを行い、2集落での営農体制整備を行った。これにより、将来に亘る両地域の中心的担い手として集落内農地を集積することとした。井上集落については、平成30年度より随時、当組合への加入について同意が取れている。

平成29年度を最後に国の生産調整が終了することを受け、生産基盤の強化を図ったうえで、収益性の高い作物作付に取組み、法人化に向けた検討を行う。

2 水田作付計画、生産調整の方針・具体策

集落内においては、食用米のきぬむすめ、ひとめぼれを中心に、転作作物としてそばや白ねぎ等の作付を行っているが、今後は作付計画を体系的に整理し水系毎に作付品種を集約し、作期分散を行うことにより作業効率の向上及び水利の有効活用を図る。

また、生産調整終了に伴い米価の先行きが不透明であるため、1等米比率と収量の高さが見込める、きぬむすめの作付面積を増やし、収益の安定化を図る。また集落営農組織が中心となり、高収益の見込める白ねぎの作付規模拡大を図り、食用米の直販を含め有利販売に積極的に取組み、収益の確保を図る。

3 農業用機械施設の効率利用

農業用機械の所有状況は組合所有のトラクター1台、田植機1台、コンバイン2台である。

田植機は導入から10年以上経過し老朽化しているため廃棄処分し、集積面積に応じた適正規模の機材を新規導入することで、作業効率のアップを図る。

トラクターは組合所有の1台のみでは、規模拡大による同時期の作業面積の対応が困難であるため、適正規模の機材を1台追加導入し作業の効率化を図る。

また、経営面積の拡大により圃場の適正な水管理と畔シートの設置、撤去による労働力を軽減するため、畦塗機の導入を図り、労働時間の短縮を図る。

この度の組織改編により、隣接集落（井上集落）と共同で営農活動を行うに際し、耕作面積及び耕作地域が拡大することから、コンバイン等の機材運搬について自走による時間ロスを軽減し、計画的・効率的作業の実施を図るため、台車トレーラーを導入する。

現在、組織所有の機械については、組合員個人所有の古い畜舎にて保管しているが、老朽化に伴い所有者が取壊しを予定しているため、新たな農機具保管庫を整備する必要がある。今後は組合所有の農機具保管庫を設置し、所有及び新規導入する機械を一括管理する。

4 世代交代、組織の後継者育成に関する方針

現在、中心となるオペレーターは50～60代の5名で、年代が偏っているため将来的なオペレーター不足が懸念される。そこで、構成農家の中で多様な年代層のオペレーターを確保・育成していくために、技術継承や若年層の後継者育成を積極的に行い、会社員等の休日である週末を活用した協力体制を構築し、担い手の確保及び農業への理解を深め、地域農業を継承していく。

5 経営多角化の方針・具体策【経営多角化支援メニューを実施する組織においては必ず記入】

II 農業用機械施設の整備方針

1 機械施設の整備方針

機械施設名	規格能力	台数等	金額 (円)	導入予定 年月	本事業による導入 機械に○
トラクター・ ロータリー式	35Ps	1	5,140,000	H30.5	○
畦塗機	ドラム径φ750	1	760,000	H30.6	○
田植機	5条植	1	2,200,000	H30.5	○
台車トレーラー	最大積載重量 3500kg	1	650,000	H30.8	○
農業機械収納 保管庫	軽量鉄骨 170㎡	1	16,000,000	H31.4	○